

# 鹿児島県公報

令和7年12月23日(火) 第680号の2



鹿児島県

発行鹿児島県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編集総務部学事法制課  
定例発行日(毎週火, 金)

## 目次

(※については例規集登載事項)  
ページ

### 規

### 則

- |                         |            |   |
|-------------------------|------------|---|
| ○鹿児島県規則の読み点の表記を改める規則(※) | (学事法制課取扱い) | 1 |
| 訓                       | 令          |   |
| ○鹿児島県訓令の読み点の表記を改める規程(※) | (学事法制課取扱い) | 1 |
| 告                       | 示          |   |
| ○鹿児島県告示の読み点の表記を改める告示(※) | (学事法制課取扱い) | 1 |

### 規

### 則

鹿児島県規則の読み点の表記を改める規則をここに公布する。

令和7年12月23日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県規則第77号

##### 鹿児島県規則の読み点の表記を改める規則

この規則の施行の際現に公布されている鹿児島県規則において読み点として表記する「、」を「、」に改める。

##### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

### 訓

### 令

#### 鹿児島県訓令第10号

鹿児島県訓令の読み点の表記を改める規程を次のように定める。

令和7年12月23日

鹿児島県知事 塩田康一

##### 鹿児島県訓令の読み点の表記を改める規程

この訓令の施行の際現に制定されている鹿児島県訓令において読み点として表記する「、」を「、」に改める。

##### 附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

### 告

### 示

#### 鹿児島県告示第744号

鹿児島県告示の読み点の表記を改める告示を次のように定めた。

令和7年12月23日

鹿児島県知事 塩田康一

##### 鹿児島県告示の読み点の表記を改める告示

この告示の施行の際現に制定されている鹿児島県告示において読み点として表記する「、」を

「、」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。